

## 金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱

(平成28年3月24日決裁)

改正 令和3年3月19日決裁

令和5年3月22日決裁

令和6年3月22日決裁

令和6年6月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号。次条において「条例」という。）第20条第5項の規定に基づき、空き家等活用協定を締結した町会その他の地域団体及び所有者等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地域連携空き家等活用事業 条例第20条第1項の規定に基づき空き家等活用協定を締結した町会その他の地域団体が、当該空き家等活用協定に定めた活用方針を実現するために空き家等の改修工事又は空き家等の跡地の整備工事を行う事業をいう。
- (2) 空き家等の改修工事 空き家等活用協定の対象となる空き家等を集会施設等として活用するために行う当該空き家等の改修工事で、市長が適当であると認めるものをいう。
- (3) 空き家等の跡地の整備工事 空き家等活用協定の対象となる空き家等の跡地をポケットパーク等として活用するために行う当該空き家等の跡地の整備工事で、市長が適当であると認めるものをいう。
- (4) 動産処分事業 条例第20条第1項の規定に基づき空き家等活用協定を締結した所有者等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項の規定による許可を受けた者（以下「処分請負業者」という。）に請け負わせて行う、空き家内に使用されずに放置された状態の家具、寝具等の処分（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分を含む）をいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、地域連携空き家等活用事業又は動産処分事業（以下これらを「補助事業」という。）を行う町会その他の地域団体又は所有者等（以下これらを「補助事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域連携空き家等活用事業 当該事業に要する費用の3分の2に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

(2) 動産処分事業 当該処分に要する費用の2分の1に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める地域連携空き家等活用事業補助金交付申請書又は動産処分事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金交付変更申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長が別に定める地域連携空き家等活用事業補助金交付変更申請書又は動産処分事業補助金交付変更申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にこの要綱の規定による補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長が別に定める地域連携空き家等活用事業中止（廃止）承認申請書又は動産処分事業中止（廃止）承認申請書により、市長に申請しなければならない。

(事業の未完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、市長が別に定める地域連携空き家等活用事業未完了報告書又は動産処分事業未完了報告書により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(完了実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに、市長が別に定める地域連携空き家等活用事業完了実績報告書又は動産処分事業完了実績報告書により、市長に報告するものとする。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の額の確定後、補助事業者から提出される請求書に基づき、当該補助事業に対し補助金を交付するものとする。

(適用除外)

第14条 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた空き家等及び当該空き家等と同一の敷地に存する空き家等は、当該補助事業と同種の補助事業に係る補助金の交付を対象とすることができないものとする。

2 市長は、市税を滞納している者の行う補助事業には、補助金を交付しないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月19日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月25日決裁)

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、同日以後に補助事業に着手する補助事業者に適用する。